

令和3年度第2回さいたま市農業委員会定期総会議事録

日 時：令和3年8月17日（火）10時30分

場 所：ときわ会館5階 小ホール

1 開 会	関口会長職務代理者より開会宣言。
2 会 長 挨 拶	西形会長挨拶。
3 総会成立の報告	議長が、農業委員21名のうち総員出席により過半数を満たしているため、本定期総会は有効に成立している旨を報告。
4 議事録署名委員の指名	議長が、議席番号10番 井原勇司委員、議席番号11番 本田敏一委員を議事録署名委員に指名。
5 議 事	議案第3号から第5号 さいたま市農業委員会例規の一部改正について、事務局より説明。
(浅子委員)	<p>(質疑応答)</p> <p>押印の廃止ということで、本人確認が重要となってくる。留意事項にあるとおり、必要に応じて農業委員会が申請者に電話等で申請書の内容について確認するということであるが、必ず電話する必要があるのではないかと。</p> <p>人によっては認知症であるなど、通知のみだと確認できない場合もありえる。農業委員がどの程度確認をするかも関わってくるが、運用の仕方を明確に、特に必要に応じてという所を明確に説明いただきたい。</p>
(事務局)	<p>2点目として、農地改良について、申請者の資金計画について、書面が新しく作成されているが、その内容をどのようにチェックしていくのか説明願いたい。</p> <p>本人確認が必要に応じてということだが、農業委員の方には副本を事前に郵送している。また、現在も申請者の電話番号は記載がされている。以前、農業委員の方から譲渡人に問い合わせをする場合もあるということなので、連絡先を記載していただいている。</p> <p>多くの申請については委任状が提出されているため、代理人の方が、窓口となっている。そのため、基本的には代理人とやり取りをしているが、代理人も過去の土地の詳しい状況はわからないことがあるため、直接聞きたいということで、申請者の電話番号を記載いただいている。これは、今後も継続していくため、確認が必要な場合は、譲渡人、譲受人どちらとも連絡をとることが可能である。代理人についても、本人に直接電話確認をすることはご了解いただきたいと説明している。必要に応じてということは、確かに全案件について問い合わせをすることは無い。例えば、市街化区域の届出等は年間1000件を超えるため現実的には難しい。虚偽申請の可能性は全くないとは言いきれないが、他政令市等にも意見を伺い問題ないと判断したところである。</p> <p>また、2点目について、主に施工業者が農地改良の工事をするにあたって、資金的な能力があるのかということを確認する書面である。埼玉県でも同様の運用をすることとなっているため、足並みを揃え施工業者の能力を審査するに至ったものである。</p>

<p>(関根委員)</p> <p>(事務局)</p> <p>6 そ の 他</p> <p>7 閉 会</p>	<p>農地改良等の申請の際、本人が一切記載をせず業者が全て手続きをしてしまうという事例を聞いたことがあり、心配であるがいかがなものか。</p> <p>農地改良の申請書について、代理人である施工事業者が全て書いてしまうことはありえる。しかし、それはあくまでも書類の作成を委任された代理人が行っているのであり、土地の所有者の意思が入っていれば可能である。例えば、委任状に農地改良について一切の権利を委任するとあれば、その委任状をもって、煩雑な書類については業者が作ることも委任していることになる。土地所有者は一切自分の労力を要することなく申請することはできてしまう。ただ、そこには本人の意思が入っているということが大前提である。</p> <p>(採決)</p> <p>議案第3号から第5号 さいたま市農業委員会例規の一部改正について、農業委員総員賛成のため、原案のとおり承認することに決定。</p> <p>なし</p> <p>本田会長職務代理者より閉会を宣言。</p>
--	--